

## 沼津市新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書に関する意見及びそれに対する本市の見解

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 2 項及び沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 12 条の規定に基づき、生活環境影響調査書に係る環境影響評価の結果（以下「調査書」という。）について、利害関係を有する者に、生活環境の保全上の見地からの意見を求めた結果、3 件の意見書が提出されました。

### 1. 生活環境影響調査書の縦覧

- 調査書の縦覧公告：令和 5 年 10 月 16 日（月）
- 調査書の縦覧期間：令和 5 年 10 月 16 日（月）～ 令和 5 年 11 月 15 日（水）
- 調査書の縦覧場所：市役所 7 階新中間処理施設整備室、クリーンセンター管理課（上香貫三ノ洞）、清水町くらし安全課、市ホームページ
- 意見書の提出期間：令和 5 年 10 月 16 日（月）～ 令和 5 年 11 月 29 日（水）
- 意見書を提出できる者：計画する新焼却施設から半径 2 km 以内に、住所を有する方、通勤や通学する方、事務所又は事業所を有する個人又は法人
- 提出された意見書：3 件

### 2. 提出された意見及びそれに対する本市の見解

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
1	1	<p>現在の焼却場（三ノ洞）と計画されている新焼却場（一ノ洞 &amp; ニノ洞）周辺の環境影響評価（アセスメント）が過去に行われているが、その結果が今回の生活環境影響調査書でどのように反映されているのか？</p> <p>現在の焼却場は昭和 51 年に稼働しましたが、その少し前の昭和 49 年、地元外原区長と闘争委員長は当時の井手沼津市長と平井清水町長とそれぞれ覚書を結びました。「公害で苦しんでいるが、焼却場はどこかに建てなければならないので、今回建設はやむなく認める。しかし、次世代の子供達が苦しむことのないよう次に建てる時は同じ場所には建てないと約束する」という大変重たい覚書です。</p> <p>覚書が交わされた 10 年前の今から丁度 60 年前の昭和 39 年、沼津・清水町・三</p>	<p>生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物処理施設の建設に伴う周辺地域の生活環境へ及ぼす影響を把握し、その結果に基づき、生活環境に配慮した対策を検討するため、現況把握、影響の予測及び評価を行うもので、環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月）」に沿って実施しています。</p>

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
1 (続き)	1 (続き)	<p>島の地域に石油化学コンビナート反対闘争が起こった時、この公害対策として政府の黒川調査団と地元の県立沼津工業高校の長岡四郎、西岡昭夫教諭が参加した松村調査団の 2 つがつくられ、香貫山東側の外原地区の環境影響調査も行っている。公害防止を目的とした日本で初めてのアセスメントである。</p> <p>その時の調査結果を要約すると清水町外原区周辺の地形・気象状況は香貫山と、徳倉山・横山に続く西山に囲まれた盆地のような所で、海からの西風が吹くと香貫山を越えた風は下へ向かい、排煙は焼却場から極めて近い外原地区に高い濃度のまま下りてくる。また、狩野川が近くを流れているため上昇気流が起きにくく排煙は拡散希釈されない。焼却場の煙を押さえて煙は拡散されず、外原区の空を淀み、また天気の良い日、冬の寒い日、「逆転層」が生じる時、同じような状況になる。外原の地形は特殊であり公害が発生すると松村調査団は結論付けている。調査書は沼津の施設が特殊な立地条件にあることを全く考慮せず、これまで実施した他施設でのデータをそのまま当てはめていると思える。</p> <p>松村調査団の結果が今回の生活環境影響調査書でどのように反映されているのか？</p>	
	2	<p>三島測候所の観測データは参考にならないのではないのか？</p> <p>気象について三島測候所のデータを使っているが、平地にある測候所と香貫山を背にした沼津の焼却場とは全く違うし、直線距離で数キロメートル離れており参考にならないのではないのか？</p>	<p>平成 27 年度に実施した生活環境影響評価では、予測評価を実施する際、三島特別地域気象観測所の風向・風速データを使用しています。本生活環境影響調査は、新リサイクル施設の施設規模の変更に伴う修正であり、場所の変更をするものではないことから、同一地点での観測データを採用するものとしています。</p>
	3	<p>昭和 51 年に締結した公害防止協定を尊重していないがどう思うか？</p> <p>昭和 51 年の公害防止協定は上述した地域の特殊性を考慮して、八重坂から外原</p>	<p>本生活環境影響調査は、環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月）」に沿って実施しています。</p>

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
1 (続き)	3 (続き)	に吹き込む西風からの住民への煙害をできるだけ少なくするために煙突高さを 80m と高くし、少しでも拡散をスムーズにするようにした。今回の計画は逆に煙突高さを 59m と低くし、三ノ洞から約 200m ほどほぼ真北の一ノ洞 & ニノ洞へと香貫山 (193m) の山裾近くに煙突を移動して気流を停滞させ公害を更にひどくする恐れがある。それなのに、「すべての調査項目は環境基準値を下回っているから影響は軽微で問題はない」と言うのですか？ 公害防止協定を尊重していないがどう思うか？	その調査結果については、環境省が定めた環境基準に基づき設定した「生活環境保全上の目標」を満足するものであったことから、新中間処理施設の稼働に伴う周辺的生活環境へ与える影響は、ほぼないものと判断しています。
	4	煙突高さを 59m とする理由の説明に納得がいかない。 沼津市は煙突高さを 59m とする理由について、「航空法に抵触しないようにするため」と言っているがそれはおかしい。煙突すぐ近くの香貫山は標高 193m。パイロットは香貫山の上空に飛行機を飛ばすので煙突はかなり高くても問題ない。また「高いと圧迫感がある」と言って人の健康より、景観の方を重視している。「焼却炉の性能が上がったので低くても問題はない」「県内の施設も 59m が多い」などをあげているが、ここでも特殊な地形を無視している。	本生活環境影響調査では、大気質の予測評価について、建設地周辺の標高データを踏まえて実施しております。その中で、煙突の高さを 59m とした場合での大気質の予測評価結果は、環境省が定めた環境基準に基づき設定した「生活環境保全上の目標」を満足するものであったことから、煙突の高さを 59m とした場合であっても、周辺的生活環境へ与える影響は、ほぼないものと判断しています。
2	5	清水町外原区で生活環境影響調査書の住民説明会を開催してください。 ①沼津市新中間処理施設計画については、同じ場所 (1 の洞、2 の洞、3 の洞) に焼却場を新設しないと昭和 49 年に沼津市長と外原区長・外原区闘争委員長が覚書を交わしているので、平成 25 年度、当時の外原区長鈴木隆雄氏は外原区公民館での生活環境影響調査説明会の開催を断りました。それなのに沼津市は清水町に開催させ、平成 25 年 11 月 20 日、清水町立南中学校で説明会を強行しました。	今回の生活環境影響調査については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき実施したものであり、同法では説明会開催が義務付けられていません。ただし、令和 5 年 5 月 21 日及び 25 日に、沼津市民及び清水町民を対象に実施した事業説明会の中で、本調査結果についても説明しています。

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
2 (続き)	5 (続き)	<p>②その後、沼津市は平成 27 年 6 月に生活環境影響調査書を完成させました。しかし、その後生活環境影響予測調査をやり直し、令和 4 年 3 月に作り直しています。作り直さなければならなかったのは、建設予定敷地（2 の洞）の背後地が平成 30 年 10 月に「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定され、敷地造成と施設配置計画の見直し（1 の洞 &amp; 2 の洞へ変更）がなされ新焼却場の位置を変更しなければならなかったためです。つまり地域住民の環境が変わり、健康への影響がどうなるか調べなければなりません。その時にも調査結果を縦覧（公開）するだけではわかりにくいので、住民説明会の開催をお願いしましたが、開催されていません。令和 5 年 5 月 21 日と 25 日の沼津市民文化センターでの説明会は生活環境影響調査書の部分はごくわずかし話されていません。</p> <p>③今回は令和 4 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に規定された地方公共団体の責務を踏まえ、基本設計にて焼却処理としていた「熱源利用プラスチックごみ」の処理方法を見直し、新リサイクル施設で中間処理を行った後にリサイクルする方針へ変更する予定であることから、新リサイクル施設の施設規模を、15 トン/日から 23 トン/日へ変更するため、3 度目の予測調査を実施し、その結果を縦覧するとあります。</p> <p>第 1 回目の調査の時は外原区に調査の実施について事前に了解を求めていたのに、2 回目と今回 3 回目は了解もなく、調査を勝手に実施して、もう調査書を作成しています。これでは外原区民は納得できませんので、これまでに行われた 3 回の生活環境影響調査書の住民説明会を開催してください。</p>	

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
2 (続き)	6	<p>令和5年9月に作成された生活環境影響調査書には不自然な点がいくつか見られます。【概要版】について意見を述べますので、沼津市の見解をお答えください。</p> <p>①上述したように令和5年9月に作成された生活環境影響調査書は令和4年4月のものを再度見直したもので、当然目的が違い予測データは違うはずなのに、大気質、騒音、振動、悪臭とも全ての調査地点（環境大気・沿道大気調査地点、敷地境界、騒音調査地点など）で、どちらも予測データがほとんど同じなのはなぜでしょうか？</p> <p>②特に今回はプラスチック資源循環法の施行に伴って、これまで焼却場で使用していた熱源利用プラスチック8トン/日を再生資源に回すことと思われます。そうするとダイオキシン対策として焼却炉の熱源としていたプラスチックの代替を確保するために、石油や紙をいままで以上に燃やさなければ焼却炉の高温は維持できないし、エネルギーの利用効率20.5%以上を確保して環境省の補助金2/3を貰うことはできません。そうすると煙突から出る大気質は変わるはずで、それなのに予測データが前回とほとんど変わらないというのは全く理屈に合いません。</p>	<p>本生活環境影響調査は、新リサイクル施設の施設規模の変更に伴い、新リサイクル施設の稼働に伴う騒音・振動に関する予測評価のみを実施したものです。施設規模を変更したとしても、騒音・振動の予測結果が同程度であったことから、周辺環境へ影響を与えることは、ほぼないと判断しています。</p> <p>新焼却施設は、熱源利用プラスチックを焼却対象から除外しても、助燃することなく、安定的に焼却を行うことが可能な施設を計画しております。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、熱源利用プラスチックを焼却対象としないため、より環境への負荷が低減されるものであることから、今回、新焼却施設に関する生活環境影響調査については、行っておりません。</p>
	7	<p>③令和4年4月と令和5年9月に作成された生活環境影響調査書のそれぞれについて予測した調査期間を教えてください。</p>	<p>本生活環境影響調査では、新中間処理施設が稼働した後の、周辺の生活環境に対する影響を評価したものととなります。</p>
	8	<p>④生活環境影響調査書概要版6頁には施設配置の詳細が決まっていないとあります。施設配置が決まっていない。つまり煙突の位置も前回調査時と同様、まだ決まっていないのに、何故また生活環境影響調査書を作成できたのか？煙突の位置が決まっていなから、有害ガスがどう流れるか予測はできないはずで、予測ができないのになぜ作成できたのか？煙突位置未定でどう予測したのですか？その理由を教えてください。</p>	<p>沼津市新中間処理施設整備基本設計における敷地造成計画図（案）を基に、生活環境影響調査を実施しています。</p>

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
2 (続き)	9	⑤19 頁の図を見ると最大着地濃度出現地点は香貫山になっているが、本当か？東風が吹いた場合を想定すると急傾斜の香貫山にふさがれて沼津市中瀬町や沼津市外原自治会の方に最大濃度地点が出現するのではないかとと思われるのですが。どうですか？香貫山の影響をどう予測評価したのですか？	本生活環境影響調査では、大気質の予測評価について、建設地周辺の標高データを踏まえて実施しています。
	10	静岡県は今回の調査書を受け取ると言っていますか？ ・縦覧後に利害関係人の意見を貰って見直しをすることはあるとのことですが、今回の調査書は特に環境省に提出するものではなく、焼却場設置を静岡県に届け出るにあたって必要となるので実施したそうですが、静岡県は今回の調査書を受け取ると言っていますか？	静岡県に確認したところ、環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月）」に沿って実施したものであれば、一般廃棄物処理施設の設置届の添付資料として足りる、という回答を得ています。
	11	・東駿河湾都市計画（沼津市、清水町、長泉町、三島市）沼津市エリア（新焼却場部分）案については、今後、静岡県都市計画決定審議会で議論されると思いますが、沼津市作成の生活環境影響調査書についても議論するよう県にお願いしてください。	都市計画審議会で審議の対象となる生活環境影響調査は、「環境影響評価法」又は「静岡県環境影響評価条例」に基づき実施した調査です。今回の生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき実施したものであるため、該当しません。
	12	沼津市は生活環境影響調査書の地元合意を取ってください。 焼却場建設については、地元自治会の合意を得ることのほかに、都市計画決定については利害関係人との十分な協議が必要であるとの法律があります。もう一つは環境アセスメントの利害関係人との十分な協議が必要だと思いましたが、今回、沼津市の生活環境影響調査書を静岡県に提出する前に、沼津市中瀬町自治会、沼津市外原自治会、清水町外原区自治会の地元合意を沼津市は貰ってください。	今回の生活環境影響調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき実施したものであり、説明会が義務付けられていません。ただし、新中間処理施設の整備は、国の循環型社会形成推進交付金の交付を受けていますが、その交付要綱では、環境省が策定する「廃棄物処理施設整備計画」と調和を保つよう努めることが定められており、その中で、住民や事業者に対し、理解と協力を得よう努めるものとされていることから、令和 5 年 5 月 21 日及び 25 日に、沼津市民及び清水町民を対象に実施した事業説明会の中で、本調査結果についても説明しています。

提出された意見及びそれに対する本市の見解			
件数	No.	意見	本市の見解
3	13	八重に住んでいます。八重は土砂災害警戒区域になっており、ここ数年の間に大雨が降ると避難指示が発令され、何度か家族で避難所へ避難しました。新中間処理施設の建設予定地も土砂災害警戒区域です。ごみを焼却する施設を建設するのに適地とは思えません。大地震が起きて土砂に埋まってしまったら、その後災害から復旧するのに大きな妨げになります。5月に市民文化センターで行われた説明会でも地域住民から心配の声が上がっていました。土砂災害に対してどのような対策を取るのか、住民説明会を開いてしっかり説明して下さい。	新中間処理施設の建設用地については、一部、土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、建設予定地の北側及び西側に「静岡県急傾斜地崩壊対策事業の手引き」に準じた待ち受け擁壁を設置する計画です。この対策により、建設予定地内の土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みです。
	14	生活環境影響調査の調査項目のひとつに大気質があります。プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、これまで焼却していた熱源利用プラスチックはリサイクルされると理解しています。それに伴い、炉内の温度を上げるために、石油等の燃料が必要になると思います。煙突から出る大気質は、熱源利用プラスチックを焼却しなくなると、以前と変化すると考えますが、予測結果が前回とあまり変わっていないことに疑問を感じます。予測結果が信頼できるものなのか、市民が判断することは難しいです。	新焼却施設につきましては、これまで焼却対象とした熱源利用プラスチックを焼却対象から除外したとしても、助燃することなく、安定的に処理を行うことが可能な施設を計画しており、より環境への負荷が低減されるものであることから、今回、新焼却施設に関する生活環境影響調査については、行っておりません。
	15	新中間処理施設の近くに学校があります。5月に開かれた説明会で、学校に通う子どもの健康を危惧する声がありました。私も子どもをもつ母親として気になります。学校では毎年、健康診断がなされていると思います。現在までの健康診断の結果を他地域と比較分析し公表して下さい。	本生活環境影響調査は、環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月）」に沿って実施しており、その結果については、環境省が定めた環境基準に基づき設定した「生活環境保全上の目標」を満足するものであったことから、新中間処理施設の稼働に伴う、周辺の生活環境へ与える影響は、ほぼないものと判断しています。
	16	清水町外原区は煙突の煙がたまりやすい地形とされています。実際に外原区の上空に白い煙がとどまっているのを目にします。煙にはバグフィルターで除去できない有害物質が含まれています。煙突の高さを現在より低くする計画になっていますが、拡散するよう煙突は高い方が良く考えます。	本生活環境影響調査では、現地の標高データを踏まえた上で、煙突の高さを59mとした場合での大気質の予測評価を実施しております。その結果、環境省が定めた環境基準に基づき設定した「生活環境保全上の目標」を満足するものであったことから、煙突の高さを59mとした場合であっても、周辺の生活環境へ与える影響は、ほぼないものと判断しています。